

第十回 参議院厚生委員会會議録第二十三号

昭和二十六年三月三十一日(土曜日)午後二時零分開会

委員長の補欠

本日河崎ナツ君委員長辭任につきその補欠として山下義信君を議長において委員長に指名した。

本日の會議に付した事件

○小委員会設置の件

○小委員選定の件

○社会保障制度に関する調査の件(医療分業問題に関する件)

○保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○小委員長の報告

○委員長(河崎ナツ君) これより厚生委員会を開会いたします。

○山下義信君 本員はこの際、住宅問題に関する小委員会設置の緊急動議を提出したいと存じます。その理由をいたします点は、省略をいたします。昨日もこの件に關しまして緊急質疑の際申し上げたのでございますので、省略をいたしますが、住宅行政に關する件を調査いたします。その際、殊に厚生省と住宅行政との關係を調査いたしますこと。なお具体的に申しますれば特に低家賃住宅に關しまして、申すまでもなく社会福祉の見地から相当これは重要な問題でございます。厚生省といたしまして特に強力に推進すべき行政分野であると考えますので、これらの諸問題に關連いたしました、これが強力なる推進を期する

目的のために厚生住宅に関する小委員会を設けるの緊急動議を提出いたしました。小委員の数は七人とし、選出の方法は委員長の指名に一任したいと存じます。何とぞ御賛成を賜りたく存じます。

○委員長(河崎ナツ君) 只今山下議員から厚生住宅に関する小委員会を設け、その委員数は七人とし、選出の方法は委員長の指名とすることの動議がございましたが、御異議ございませんでしょうか。

○委員(河崎ナツ君) 御異議ないものと認めます。それでは委員のかたがたは山下義信君、中山壽彦君、藤原道子君、常岡一郎君、谷口彌三郎君、長島義藏君、松原一彦君、以上七人のかたにお願ひいたしますと存じます。よろしくお願ひいたします。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(河崎ナツ君) 速記をつけて下さい。

○松原一彦君 この医療分業の問題は、非常に重大な問題でありまして、世間を騒がせております。私どもは公正な立場、特に医者の側の立場でもなく、薬剤師の側の立場でもなく、診療を受ける国民の立場から、広く国民の意見を聞いて、この問題を慎重に処理したいと思ひます。よつてこの問題の審議の過程には公聴会、証人の喚問、その他あらゆる方法をとつて問題の審議を進めて行くというふうに行つた

と思ひます。御賛成を願ひます。

○山下義信君 只今松原委員から御提出になりました動議に對しまして、全面的に賛意を表します。つきましては成規の手續等が必要でありますような場合には、委員長、理事におきまして、適宜御協議の上お取計らい相成りますよう、松原委員の動議に添えまして、附加いたしたいと存じます。

○委員(河崎ナツ君) それでは医療分業のことにつきましては、皆様委員のかた々のお言葉のように、又皆さんの御賛同のように、厚生委員会の皆さんの御誠意協力により、一つの国民の仕合せとなるように、一つこの大きな問題として進めて行きたいということが、今日ここでできまじりましたことは非常に結構なことでございます。

それでは本會議のほうもございまして、厚生委員会は一時休憩いたします。

午後二時十六分休憩

午後五時二十七分開会

○委員長(山下義信君) 只今より厚生委員会を開会いたします。

このたび厚生委員長を拜命いたしました。どうかよろしく御指導をお願いいたします。

つきましては保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず提案者の説明を求めます。

○衆議院議員(青柳一郎君) 只今提案

されました保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現行法は昭和二十三年七月に制定せられたものであります。従つて素質の向上に急なる余り、甲種看護婦養成所は勿論、乙種看護婦養成所につきましても、いずれも厚生大臣の指定を必要としたし、その設置要件も厳格でありますので、従つてその設置数は少く、延いてはその卒業生の数が減少いたしましたため国民の保健上必要な看護婦、保健婦、助産婦の数を確保することが極めて困難になつておるのであります。

特に過日議決せられました結核予防法の施行と相待ちまして結核予防には看護婦数を増加することが必要であります。

なお資質の向上に留意いたしますと共に、今回新たに准看護婦の制度を設けまして、数の増加による看護力の増強を図りまして、従前都道府県知事の免許を得ておりましたいわゆる旧制度による看護婦は一定条件の講習を受けることによつて厚生大臣の免許国家登録に切換へようとするのが本法案提出の理由であります。

次に本法案の主なる内容を申し上げますれば、第一は現行の甲種看護婦、乙種看護婦をそれ／＼看護婦と准看護婦に改めたことあります。即ち新たに都道府県知事の免許する准看護婦制度を設けまして、これには現在の乙種看護婦のごとき業務の制限を附さないこととしたことと存じます。

第二は准看護婦であつて三年以上業務に従事する者又は高等学校を卒業した者は看護婦学校又は養成所におきまして二年以上修業いたしますれば看護婦国家試験を受けることができることにいたしました。

看護婦たるの途を従来よりも拡げたのであります。第三は、旧制度による看護婦は何時でも国家試験を受けることができるとはならず、小学校からその最終の学校までの間における修業年数、看護婦になるのに必要な学校を終えまして年数と、その持つておる年を越える者は、厚生大臣の定める講習を受けるのみで厚生大臣の免許を受けることができることといたしました。

旧制度による看護婦の要望に應えんとするものでございまして、なお旧制度による看護婦は、法律改正後におきましても看護婦の名称を用いて従前通りの業務をなすことができるのであります。第四は乙種看護婦につきましては、これを旧制度による看護婦と同一の取扱をすることといたしました。何とぞにも国家試験に合格したるときは、直ちに大臣登録の看護婦たるを得させますと共に、これ又修業年数と経験年数とを合しまして十三年を超えまじるときは、厚生大臣の定める講習を受けるのみで、厚生大臣の免許を受けることができることといたしましたのでございまして、第五は、現在保健婦の学校又は養成所及び助産婦の学校又は養成所における修業年数は

うということが考えられると思います。御承知のように看護婦の再教育でございますので、従来の看護婦を新しい制度の看護婦に切替えますために、一番先如しております点は、看護婦として患者に対する知識と技術が欠けておるのでございます。これが新しい法律で、看護のあり方を新たに考え直しました重点でございますので、この点を教育することが第一目的だと思っております。そうなりますと、最低度に見積りまして、一カ月の講習が必要ではなからうかと存じます。只今都道府県に補助を出しまして、一般看護婦の再教育をいたしておりますのは一カ月でございます。なお只今は指導者の教育というものを三カ月いたしてやつておりますけれども、これは目的が違いますので、私どもが今考えておりますこの度の講習の行き方は、最低一カ月の内容で大体行けるのではないかと考えております。なお今申上げましたような技術的な講習をいたすのでございますから、人数にも相当制限をされまして、一回五十名見当、只今この講習でも五十名いたしております。そういたしますと一回の受講者五十名が、講習期間は一カ月でございます。そうして受講者の対象でございますが、先ほども衆議院のほうから御説明申上げましたが、八万の実働のうち約八千何がしという者が第一回の国家試験を受けてパスしておりますから、その人たちはのがれると思っております。それからなお国家試験を受ける人もあるかと思っておりますし、或いはやめて行く人も何人中中にはあると思っておりますので、大体六万と踏んで計算して見ました。それから成るべく早い機会に皆を仕上げてしまわ

なければいけないと思っております。一カ月の講習を年間フルに動かしてもらいたいと思っております。そうしますと毎月毎月することもいささか困難と思っております。十回でございますから、そういたしますと各府県で一回五十人ずつ年十回といたしますと五百人持つことができると思っております。それが四十六府県でございますから、二万三千人というものが一年に上る計算になります。それで六万の対象を解決いたしますためには大体三年間は必要だろうという計算になっております。これがかかる年数でございますが、ただもう一つ、今度規定された法律の中で受講対象が小学校教育から通算十三年ということになっておりますので、そういういたしますと今年の八月三十一日に資格をとります者が最後の有資格者になります。この人たちが通算十三年になります。そのため、又四カ年必要になります。それで計算上は三年間で予算が組めると思っておりますので、実施をいたします場合には、これを四年にしなければ皆が拾い上げられない、こういう勘定になると思っております。それで費用の点でございますが、私どものほうで講習会の補助として大蔵当局のほうから認められて、頂いております単価で計算をいたしますと、一回の講習に要する経費は大体一万円でございます。それで十回期間にいたしますと十回から十回、全額にいたしますと四百六十万円、これが三年間で千三百八十万円という金額になるのでございますが、これは単に講習の費用だけでございまして、一年に十回も講習を持つということになり

ますと、現在の職員では到底扱い切れなくなりまして、いろ／＼な病院の婦長さんや、養成所の先生をお願いすることも不可能でございますので、こういうことになりまして、どうしても専任の者を使わなければ仕事ができないと思っております。そうしてそれで専任の職員の人件費というものを組まなければならぬと考えます。専任の職員が、看護婦である技術職員と、事務を扱う職員と、二名はどうしても最低限度必要であると考えますので、この二名を月額一萬円の俸給で計算して参りますと、三年間で約五千万円ということになります。

○藤原道子君 三年間で五千万円。
 ○説明員(金子光君) 三年間で五千万円、言い換えますれば、五千万円で大体六万人の者が講習を三年間に受け切れるのであります。

○藤原道子君 講師の謝礼とか……
 ○説明員(金子光君) 講師の謝礼その他見学の旅費でございますとか、或いはプリント代でございますとか、いろいろな消耗品がございます。そういうものの全部計算してございますが、大体五千万円では足りないか知らんと、最低の線ですこまで計算して見ました。

○藤原道子君 実に安い費用ですね。この講習は非常に御苦心のあることだとは存じますが、こういう点を療養所であるとか、いろ／＼なところへ委託しておやりになる、こういう方法もできるでしょう。

○説明員(金子光君) 会場などは療養所などを拜借することができると思っています。

○藤原道子君 指導教育を受けた人たちが療養所におるならばそれでできるわけなのです。

○説明員(金子光君) 療養所或いは一般病院に指導教育を受けた人がおりまして、この人たちが病院の婦長なり、或いは専任教員などいたしております。今度のような講習の場合でございますと、十回しなければならぬというところの苦勞がございまして、そういうところの施設を広く活用することが困難ではないかと思っております。専任の者を入れる必要がある、こういうふうなことを考えております。

○理事(有馬英二君) 私からちよつと質問いたしますが、今の講習は一日どれくらいの時間になりますか。
 ○説明員(金子光君) 従来の行き方から申しますと、一日大体六時間ぐらいの講習をしております。

○藤原道子君 それから講習養成所の機関でございますが、今までは病床が、総合病院で百床以上なければ養成所は持てなかつたのでございますね、甲種看護婦……、そうですね。
 ○説明員(金子光君) 九十床でございます。

○藤原道子君 それが非常に今までの隘路になつていたと思うのでございまして、そこで私も参議院で出した試案でございますが、その中にも考えていたことでございますが、九十床以下であつても医療法で定められた病院であるならば、それが総合して、協力をして持つような方法が一つと、それから単科病院でも総合病院と協力すれば持つことができる。或いは医師会等を中心にして、単単位とか或いは地方事務所単位ぐらいにやはり持つことができる。そこにある医療機関が総合して

て医師会と……、そういう方法を考えてやりましたならば、もつと養成機関が増えることができるのじやないかと思つて、それに對してどういふふうにお考えでございますか。

○政府委員(東龍太郎君) 今の御質問にお答えいたします前に、前の御質問で、課長の答へましたことだけでは私は非常に藤原委員の御希望に副わないのじやないかと思つて、療養所であつてもやる必要があるところは、その療養所に養成所を置いたらいじやないかという意味だと思つて、それは私どもも当然考へられることだと存じますが、それから只今の御質問でございますが、つまり一カ所であつても、それが揃つていなければ養成所にはなれないというのでなくて、合せて一本という形のものをついて、考へたらどうかという御質問だと思つて、私どももそれは結構だと思つて、とにかくどういふ方法でも、あらゆる方法を講じて、なるべく多数の養成機関を動員して、そうしてなるべく多数の人に、成るべく早く得られる資格を得させたい。こういう工合に考へたいと思つて、それなどは先ほどお話の、これから作り出すいろ／＼な規則なり或いは指令なりというふうなものに当然盛り込まれて来ると存じますので、更にこちらにも具体的な問題につきまして検討はいたしているつもりでございます。

○河崎ナツ君 ちよつとお尋ねしますが、そうするとこれは法案が成立いたしますと、実施は厚生省といたしまして、實際活かされますのはいつ頃から活かされる予定でございますか。
 ○政府委員(東龍太郎君) この施行

昭和二十六年四月十九日印刷

昭和二十六年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所